

第21回成田市農業委員会総会議事録

令和4年3月11日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和4年3月11日(金)
午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 市役所6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 15名

議長	檜垣金一	11番	泉水厚子
1番	諏訪恵昨	12番	藤崎茂雄
2番	山倉正義	13番	森川光江
3番	矢崎光二	14番	小川繁
5番	湯浅恵介	15番	秋山皓一
7番	木村知子	17番	菅澤茂
9番	秋間伸一	18番	藤崎明
10番	石井孝和		

5. 欠席委員 4名 4番 大竹卓 6番 諏訪和恵
8番 北崎悦夫 16番 石原満

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 あっせんの実施について

議案第7号 令和4年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の
設定について

- 報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地利用状況調査の結果について
報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について
報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
農地係長	鎌形清人
振興係長	櫻井哲
主査	高木信一
主査	宮内孝史

8. 傍聴人

0人

○議長 ただ今の出席委員は、15名です。

欠席委員は、4番大竹卓委員、6番諏訪和恵委員、8番北崎悦夫委員、16番石原満委員です。

定足数に達しておりますので、ただ今から第21回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、2月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により議長において、5番 湯浅委員、7番 木村委員の両名を指名いたします。また、書記に櫻井振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 あっせんの実施について

議案第7号 令和4年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地利用状況調査の結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案7件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

全体で9件の申請がございました。

① 売買でございます。5件の申請がございました。

1番、大室にお住まいの譲受人が、宮城県富谷市にお住まいの譲渡人が所有する、大室の田4筆、合計3,634平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「譲渡人の希望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠隔地で耕作できないため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、馬乗里にお住まいの譲渡人が所有する、大栄十余三の畑2筆、合計7,499平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「相手方の要望及び農業経営を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢により耕作できないため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

3番、新妻にお住まいの譲受人が、千葉市中央区に事務所を構える破産管財人が管理する、新妻の田1筆、1,216平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「譲渡人の希望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「破産管財業務のため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

続きまして4番、香取市にお住まいの譲受人が、茨城県土浦市及び船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、官林の畑2筆、合計5,105平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠隔地で耕作できないため」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

議案集5ページをお開き願います。

5番、長田にお住まいの譲受人が、宝田にお住まいの譲渡人が所有する、宝田の田1筆、3,000平方メートルを売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「現在所有している田に近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「経営規模の縮小」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、押畑にお住まいの受贈者が、佐倉市にお住まいの贈与者が所有する大室の田2筆、合計1,907平方メートルの、贈与を受けたいという申請でございます。受贈者の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が

添付されております。贈与者の事由は、「管理の継続が不可能なため」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

議案集6ページでございます。

③使用貸借権の設定でございます。3件の申請がございました。

1番、下方にお住まいの借受人が、下方にお住まいの貸付人が所有する、下方の田3筆、合計1,734平方メートルに使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は、「父と使用貸借権により権利を設定する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「農業者年金受給のため、子と使用貸借権により権利を設定する」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

続きまして、2番と3番につきましては、同一の借受人による申請であり、3月7日開催の第2小委員会におきまして、新規就農に係る面接を行っていただいた案件でございます。

2番、長沼にお住まいの借受人が、長沼にお住まいの貸付人が所有する、長沼の田2筆、合計2,838平方メートルに使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は、「祖母より農地を借り受け、新規に農業経営を開始したい。」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「孫に農地を貸し付ける」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

3番、同じく長沼にお住まいの借受人が、長沼にお住まいの貸付人が所有する、南羽鳥の田6筆、合計4,050平方メートルに使用貸借権を設定したいという申請でございます。借受人の事由は、「父より農地を借り受け、新規に農業経営を開始したい。」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「子に農地を貸し付ける」というもので、同じく総会資料8ページが案内図でございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第3条①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」

については、今回取得することにより要件を満たすと思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田4筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑2筆を取得し、飼料用トウモロコシ及び飼料用麦作、燕麦を栽培したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田1筆を取得し、水稻を作付したいという計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な

利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑2筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 去る3月7日、午後1時から、503会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。委員6名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、大室共同利用施設の南西、市道土室大室線の西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、大栄十余三区構造改善センターの北、市道新堀1号線を東に入った農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、下方公民館の南、市道宗吾下方線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理されていました。審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。

次に、①売買の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の4番につきましては、申請地は、官林公民館の南西、市道伊能赤池線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の4番は可決されました。

次に、①売買の5番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の5番につきましては、申請地は、宝田公民館の南西、市道宝田新堤線の北側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の5番は可決されました。

続きまして、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、②贈与の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②贈与の1番につきましては、申請地は、竜面集会所の北西、市道芝昭栄線を西に入った農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。翻案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の1番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(宮内主査の挙手あり)

○議長 宮内主査

○宮内主査 3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。

また、現地は草が生えておりますが、これにつきましては先月貸付人が売買で取得した際に、3月中に草刈り等を行う旨の復元誓約書が提出されております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番は、田3筆を使用貸借し、水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、借受人は認定農業者です。

3条③使用貸借権の設定の2番及び3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第7号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の2番及び3番は、田8筆を取得し、玉ねぎを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから使用貸借権の設定の2番及び3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、借受人は新規就農者のため、認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、③使用貸借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、公津スポーツ広場の北西、市道下方酒々井線を東に入った農地で、現況は耕作されておらず、草が生い茂っておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、③使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○泉水委員 貸付人の事由が農業者年金受給のためとありますが、使用貸借権を設定しないと年金はもらえないのですか。

○櫻井振興係長 農業者年金を受給するのに、通常加入ならば、老齢年金だけなのですが、政策加入をされた方については、経営移譲をすることによって上乘せがもらえることとなります。今回の貸付人は、旧年金制度で政策支援を受けていた方なので使用貸借をして経営移譲することが必要となります。

○議長 ほかにありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。翻案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定の2番及び3番については、同一の借受人による申請で関連がございますので、一括して審議いたします。

小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③使用貸借権の設定の2番及び3番につきましては、申請地は、長沼保育園の東及び西、市道長沼宮ノ前線を西に入った農地及び国道408号を南に入った農地で、畑として耕作及び管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の報告につきまして、③使用貸借権の設定の2番及び3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○矢崎委員 2番の貸付人が3番の貸付人に中間管理機構を通じて貸していたものを、今回解約して3番の息子に新たに契約をする場合でも新規就農扱いになるのであれば、その要件などを教えてください。

○宮内主査 3番の貸付人の方は現在認定農業者でかなりの面積を耕作しています。そのお子さんが水田を借り受けるのですが、営農内容が水稻ではなく、畑作をするということで新規就農になるということです。

○小川委員 孫と子供に貸し付けているということですが、2番が2,800平方メートル、3番が4,000平方メートルですが、5反部要件は満たされるのですか。

○宮内主査 単独では確かに5反部にはならないのですが、借受人側から見て2つ合わせて、5反部を超えているので問題はありません。

○藤崎茂雄委員 新規就農の補助金の対象になるのですか。

○宮内主査 農政課に確認したところ、認定新規就農者扱いになり、補助金対象者になるとのことでした。

○議長 ほかにありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の2番及び3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。まず、③使用貸借権の設定2番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

次に、③使用貸借権の設定の3番を採決します。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③使用貸借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いた

します。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集7ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。

2件の申請がございました。

1番、本三里塚にお住まいの申請人が、本三里塚の畑1筆、975平方メートルを、社会福祉施設用地として、転用したいという申請でございます。

総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

続きまして2番、山之作にお住まいの申請人が、川栗の畑1筆、5,332平方メートルの内、251平方メートルを、専用住宅用地として、転用したいという申請でございます。

総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第4条の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、社会福祉施設用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年4月1日着手、令和4年9月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法につきましても、開発許可申請書が近日中に提出される見込です。

計画面積の妥当性については、975平方メートルの敷地に、建築面積約489平方メートルの障がい者グループホームを設ける計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、埋め立

て及び整地を行い、雨水貯留浸透施設により地下浸透処理とし、オーバーフロー分を道路側溝へ放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番につきまして小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、本三里塚共同利用施設の北西、市道三里塚針ヶ沢線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第4条の1番は可決されました。

続きまして、農地法第4条の2番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和4年4月20日着手、令和4年8月10日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、道路法につきましては、道路工事施行承認書が近日中に提出される見込です。

計画面積の妥当性については、251平方メートルの敷地に、建築面積約66平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、盛土の上で整地を行い、流出を防止した上で自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、農地法第4条の2番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の2番につきましては、申請地は、遠山公民館の南西、市道大清水東和田線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、農地法第4条の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第4条の2番を採決いたします。小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第4条の2番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集8ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。1件の申請がございました。

①売買でございます。

1番、譲受人である名木の法人が、郷部にお住まいの譲渡人が所有する名木の畑1筆、664平方メートルを売買により取得し、車両置場及び資機材置場用地として転用したいという申請でございます。資料につきましては、総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和3年9月9日公告により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、土木、とび土工及び舗装工事業を営む法人の車両置場、大型車3台、普通車7台及び資機材置場用地です。

資力及び信用について、申請に係る農地は平成13年頃より、既に車両及び資機材置場として使用しており、農地法5条の手続きを行わず使用してしまい誠に申し訳ございません。今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されています。また、今まで無償により使用していた農地を売買により取得したいという申請で、土地代金分の残高証明書が添付されております。

計画面積の妥当性については、664平方メートルの敷地に、車両置場として大型車3台、普通車7台及び資機材置場を設ける計画であり、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地なので、敷地内の自然浸透処理としております。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、申請地は、大栄消防署下総分署の南西、市道高青山旧県道線の東側に隣接する農地で、現況は車両及び資機材置場として使用されていました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集9ページをお開き願います。

議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、でございます。1件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。今回の申請は農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、十余三にお住まいの申請人が、十余三の畑3筆、合計2,516平方メートルを「昭和46年から宅地及び雑種地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20年以上前に撮影(平成13年1月6日撮影)された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

なお、この証明は、千葉県農地転用関係事務指針に基づくものであり、証明の主な

目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第4号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第4号、農地法の規定に基づく、許可を要しない土地の証明願につきましては、申請地は、成田遠山郵便局の北東、市道十余三瓜生地内線の東側に隣接する農地で、既に宅地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上です。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

暫時休憩します。委員はそのままお待ちください。

(議長が檜垣会長より交代し、秋山職務代理が着席。檜垣会長は自席へ)

○議長 (秋山職務代理が議長)再開します。続きまして、議案第5号、令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により檜垣委員、大竹委員、小川委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(檜垣委員、大竹委員、小川委員 退室)

○議長 それでは、議案第5号、令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集10ページをお開き願います。

議案第5号、令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について、でございます。

成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により11ページ記載のとおり、令和4年度第1次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、12ページから15ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、16ページから55ページをご覧ください。

それでは、12ページでございます。

1. 利用権設定の使用貸借権でございます。

契約期間4年2か月のものが、188平方メートル、田1筆1件で、詳細は16ページの1番でございます。

契約期間5年のものが、948平方メートル、田1筆1件で、詳細は16ページの2番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間3年のものが、17,701平方メートル、畑8筆4件で、詳細は16ページの3番から6番でございます。

契約期間5年のものが、2,992平方メートル、田1筆1件で、詳細は16ページの7番でございます。

契約期間6年のものが、2,027平方メートル、田4筆1件で、詳細は16ページの8番でございます。

合計の契約面積は、23,856平方メートル、田7筆4件、6,155平方メートル、畑8筆4件、17,701平方メートルでございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集13ページをお開き願います。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定の使用貸借権でございます。

契約期間10年のものが、5,805平方メートル、田8筆4件、4,543平方メートル、畑1筆1件、1,262平方メートルで、詳細は17ページの1番から5番でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約期間10年のものが、533,543平方メートル、田380筆79件、526,931平方メートル、畑3筆2件、6,612平方メートルで、詳細は17ページの6番から33ページの86番でございます。

契約期間13年8か月のものが、5,826平方メートル、田6筆1件、詳細は33ページの87番でございます。

契約期間20年のものが、10,701平方メートル、田4筆1件、詳細は33ページの88番でございます。

合計の契約面積は、555,875平方メートル、田398筆85件で、548,001平方メートル、畑4筆3件で、7,874平方メートルでございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積204,737平方メートル、田118筆25件、200,094平方メートル、畑1筆1件、4,643平方メートル、再設定は契約面積351,138平方メートル、田280筆63件、347,907平方メートル、畑3筆2件、3,231平方メートルでございます。

続きまして、議案集14ページでございます。

2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集35ページから52ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

続きまして、3. 所有権移転でございます。1件ございました。詳細につきましては、議案集の53ページによりご説明いたします。

1番、譲受人である野馬込の法人が、飯田町にお住まいの譲渡人が所有する、名古屋及び高倉の田及び畑13筆、合計18,223.31平方メートルを、成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は令和4年4月15日でございます。

なお、本件につきましては、先月2月9日に開催されました第20回総会、報告第3号によりご報告させていただきました案件であり、所有者の申出により、本農業委員会があっせんを行い、所有権移転に結びついたものでございます。

続きまして、議案集15ページにお戻りください。

4. 利用権設定、成田国際空港株式会社所有分農地について、でございます。

まず、使用貸借権でございます。

契約期間1年のものが、30,801平方メートル、田2筆2件、3,222平方メートル及び畑17筆4件、27,579平方メートルで、詳細は54ページの1番から4番でございます。

次に、賃借権でございます。

契約期間1年のものが、17,606.97平方メートル、畑11筆2件、8,6

37平方メートル及び農業用施設用地13筆1件、8,969.97平方メートルで、詳細は54ページの5番から55ページの7番でございます。

合計の契約面積は、48,407.97平方メートル、田2筆2件、3,222平方メートル、畑28筆6件、36,216平方メートル、農業用施設用地13筆1件、8,969.97平方メートルでございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積2,467平方メートル、畑8筆1件、再設定が契約面積45,940.97平方メートル、田2筆2件、3,222平方メートル、畑20筆5件、33,749平方メートル、農業用施設用地13筆1件、8,969.97平方メートルでございます。

以上で議案第5号、令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第5号、令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定につきましては、議案集55ページの成田国際空港株式会社分の7番において、現況地目が農業用施設とは何の施設かとの問いがあり、JA成田市の園芸センター等の施設がありますとのことでした。

ほかに質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第5号、令和4年度第1次農用地利用集積計画の決定については可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた委員の入室をお願いします。

(檜垣委員、大竹委員、小川委員 入室)

○議長 暫時休憩します。委員はそのままお待ちください。

(議長が秋山職務代理より檜垣会長に交代し着席。秋山職務代理は自席へ)

○議長 (檜垣会長) 再開します。

それでは、議案第6号、あっせんの実施について、を提案いたします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集56ページをお開き願います。

議案第6号、あっせんの実施について、でございます。

成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第7条の規定により、あっせんの申し出がありましたので、あっせんの実施、相手方候補者の選定、及びあっせん委員の指名についてご審議いただくものでございます。

①売買でございます。

1番、東京都板橋区にお住まいの申出者より、竜台の田2筆、合計2,316平方メートルを売り渡したいとの申し出がございました。この申し出は、あっせん基準第8条第1項第1号のア、あっせんを行うことを適当とすべき、農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換の申し出に該当しておりますので、まず、あっせんの実施の承認と、同基準第9条の規定により相手方となるべき候補者を議案に記載のとおり選定してよろしいか、ご審議をお願いいたします。

相手方候補者につきましては、あっせん候補者名簿より、申出のあった土地の周辺で耕作する認定農業者4名を選定しており、あっせんの順位につきましては、同基準第5条第1項第1号の規定により、農地の集団化・経営の効率化などの5つの要件を総合的に判断し、決めておりますが、順位1番から4番目まで、竜台にお住まいの方が候補者となっております。

次に、あっせんを実施する場合は、同基準第11条の規定により農業委員の中からあっせん委員2名を指名し、あっせんを行うこととなりますので、議案に記載のとおり、諏訪恵昨委員と諏訪和恵委員を指名してよろしいか、ご審議いただくものでございます。

なお、あっせんが成立し、農業経営基盤強化促進法等により所有権移転した場合は、譲渡所得から800万円を控除できる特別控除を受けられるメリットがございます。

以上で議案第6号、あっせんの実施についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、議案第6号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第6号、あっせんの実施につきましては、特に質疑はなく、審査の

結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○矢崎委員 この申出者は東京にお住いの方のようですが、あっせんのことをどのような経緯で知ったのか。わかる範囲で教えてください。

○鎌形農地係長 成毛推進委員の紹介のようです。

○諏訪恵昨委員 成毛推進委員から連絡は受けています。成毛さんの同級生だそうです。やり取りは成毛さんをお願いしました。

○議長 ほかにありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、「あっせんの実施及び相手方候補者の選定について」と「あっせん委員の指名について」に分けて採決いたします。

まず、あっせんの実施及び相手方候補者の選定について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせんの実施及び相手方候補者の選定については、可決されました。

次に、あっせん委員の指名について、を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、あっせん委員の指名については、可決されました。

以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第7号、令和4年度 成田市 農作業標準賃金 及び機械作業標準料金の設定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集57ページをお開き願います。

議案第7号、令和4年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、でございます。

議案集58ページをご覧ください。料金につきましては、内税で表示しておりますのでご了承ください。

1. の農作業標準賃金につきましては、千葉県農業会議の算出額を使用いたします

が、水田作業は1日当たり9,900円、畑作業は1日当たり8,500円、ともに前年度と同額でございます。

次に、2.の機械作業標準料金につきましても、畑耕起を除き、千葉県農業会議の算出額を使用いたします。水田耕起は10a当たり6,300円、水田代かきは10a当たり6,600円、畦塗りは1m当たり38円、植付けは10a当たり8,200円、刈取脱穀は10a当たり18,000円、乾燥調整は60kg当たり2,900円、育苗は1箱当たり760円、畑耕起は、市独自で計算し、10a当たり6,100円と算出いたしました。

前年度と比較いたしますと、値上がりした料金がありますが、機械本体代の上昇及び燃料価格の値上がりによるものでございます。

なお、本案につきましては、総会にて議決がされましたら、「広報なりた」、市のホームページ、農業委員会だよりなどでお知らせしてまいります。

以上で議案第7号、令和4年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第7号について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 議案第7号、令和4年度 成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第7号、令和4年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第7号、令和4年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定につきましては、可決されました。

以上で、議案第7号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集59ページをお開きください。

報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をしましたので報告いたします。

議案集60ページでございます。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

9件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集63ページをお開きください。

②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出でございます。

2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集64ページでございます。

③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。

9件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集67ページをお開きください。

④転用事実確認証明でございます。

4条で2件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

議案集68ページをお開きください。

⑤引き続き農業経営を行っている旨の証明書でございます。

1件の申請がございました。贈与税、相続税の納税猶予を受けている者は、引き続き納税猶予を受けるためには、3年毎に、納税猶予の継続届出書に本証明を添付して、税務署に提出しなければならないため、証明願いがあつたものでございます。

1番、不動ヶ岡にお住まいの申請者より、相続税の納税猶予を受けている不動ヶ岡の畑4筆、合計4, 259平方メートルについて、引き続き耕作し、農業経営を行っている旨の証明願いがございました。

事務局職員が現地調査を行い、農地が良好に管理されていることを確認しましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 それでは、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集69ページをお開きください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

22件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地利用状況調査の結果について、を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集77ページをお開きください。

報告第3号、農地利用状況調査の結果について、でございます。昨年7月から9月にかけて、農地利用最適化推進委員会に行っていました、農地法第30条第1項の規定に基づく、利用状況調査の結果について、ご報告いたします。

議案集78ページ下段の合計欄をご覧ください。

調査を行った農地は、全体で7万3,341筆、7,616万5,124平方メートルで、昨年より57万1,671平方メートル増加しております。

この内、適正に耕作・管理されている農地は、5万2,593筆、6,379万5,014平方メートルで、全体の約83.8%、昨年より145万4,254平方メートル増加しております。

次に、草刈等で解消可能な遊休農地は、4,353筆、283万4,329平方メートルで、全体の約3.7%、昨年より80万1,532平方メートル減少しております。

次に、基盤整備を要する遊休農地は、8,547筆、538万4,332平方メートルで、全体の約7.1%、昨年より24万5,639平方メートル減少しております。

次に、農地以外に利用されている農地は、7,848筆、415万1,450平方メートルで、全体の約5.5%、昨年より16万4,588平方メートル増加しております。

次に、農業振興地域内農用地における遊休農地は、5,190筆、383万2,111平方メートルで、全体の約5.0%でございました。

昨年の状況と比較いたしますと、適正に管理耕作されている農地が、約145ヘクタール増加した一方、遊休農地も約105ヘクタール減少しました。なお、遊休農地率は、約10.8%であり、約1.5パーセント減少しております。

以上で、報告第3号、農地利用状況調査の結果について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第3号 農地利用状況調査の結果につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 それでは、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集79ページをお開きください。

報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

2件の届出がございました。

①農地法施行規則第53条第14号の規定による届出といたしまして、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置が2件ございました。携帯電話無線基地局設置に伴う届出であり、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集80ページをお開きください。

報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局成田出張所より1件、②成田市から2件、合計3件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり、回答しましたのでご報告いたします。

以上で報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(森川 小委員長の挙手あり)

○議長 森川 小委員長

○小委員長 報告第5号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第21回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時10分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年3月11日

議事録署名人
